

## 仕様書（単価契約）

### 1 名称

公平審査発言記録作成業務（速記）の委託契約

### 2 契約期間

契約日から令和6年3月31日まで

### 3 業務内容

公平審査（注1）の口頭審理における発言内容について、速記者を派遣の上、録音を行い、発言記録を作成する。

（注1） 職員からの、不利益処分に関する審査請求や勤務条件に関する審査請求及び措置要求を客観的に審査し、裁決・判定を行う。

### 4 予定数量

2～20 時間（1～10 件×2 時間）

※予定数量は昨年度以前の実績による見込みであり、増減することがある。

### 5 納期

発注日から5日後

※土曜日、日曜日又は祝日を除く。

※5日後が閉庁日の場合は、翌開庁日とする。

### 6 速記者の派遣・発言記録の作成・納品について

(1)発注者は、作業日（口頭審理実施日）の約2週間前に、作業日及び口頭審理開始予定時刻等の連絡を行う。

(2)受注者は、必ず作業日に速記者を1名派遣すること。

(3)速記者は、作業日の口頭審理に同席し、録音の上、発言記録を作成すること。

(4)作業日における発言記録作成に必要な一切の機器の準備及び作業は、業務の履行に支障が生じないように口頭審理開始予定時刻までに受注者が行い完了させること。

(5)発言記録は「(別紙1)作成例」のとおり作成することとし、適宜、ケバ取り<sup>(注2)</sup>を行いながら、一言一句正確に記載することを原則とし、適切に漢字変換を行うこと。

(注2) 「ケバ取り」とは、音声文字化の際に、話の内容と明らかに関係のない「あー」「えー」等の意味のない言葉・声、言い間違い等、不要箇所(ケバ)を削除・修正する作業をいう。

(6)発言記録はMicrosoft Office Wordでファイルを作成し、当該Wordファイルを納品すること。

(7)発言記録の納品は、電子メールに添付ファイルとして上記(5)で作成したWordファイルを添付し、発注者が指定するメールアドレスに送信すること。なお、添付ファイルは必ずウイルス対策チェックを行い、パスワードを付すなどセキュリティに留意し送信すること。

(8)受注者は上記(7)の納品後速やかに、本市に「(別紙2)完了報告書」を提出すること。

## 7 口頭審理実施場所

大阪市行政委員会事務局（大阪市役所 4 階）

ただし、会議室の都合等により口頭審理の実施場所を変更して行う場合がある。

## 8 支払料金について

(1) 単位を 1 時間とした単価契約とする。

(2) 受注者は、契約決定後速やかに上記(1)の契約単価及び契約単価の 2 分の 1 の金額を明記した明細書を書面にて発注者へ提出すること。

(3) 支払料金は、「作業時間」に係る料金と「待機時間（30 分を超えた部分）」に係る待機料金の合算額とし、それぞれの時間の定義と料金の算出方法については下記(4)～(8)のとおりとする。

(4) 「作業時間」は、実際の口頭審理開始時刻（審理長が開会の宣言をした時刻）から口頭審理終了時刻（審理長が閉会の宣言をした時刻）までの時間とする。

(5) 「作業時間」に係る料金の算出方法は、最初の 1 時間までは契約単価の金額、1 時間を超える 30 分以内毎に契約単価の 2 分の 1 の金額を加算した額とする。

(例) 1 時間 29 分 → (契約単価) × 1 時間 + (契約単価の 2 分の 1)

1 時間 45 分 → (契約単価) × 2 時間

(6) 「待機時間」は、口頭審理開始予定時刻から実際の口頭審理開始時刻までの時間及び審理が中断した時間の合計とする。

(7) 待機料金は、「待機時間」が 30 分を超えた場合に、その 30 分を超えた時間に対して料金を支払うこととし、待機料金の 1 時間当たりの単価は、契約単価に 0.1 を乗じた額とする。

(8) 「待機時間（30 分を超えた部分）」の端数時間については、1～30 分の場合は契約単価の 2 分の 1 に 0.1 を乗じて加算し、31 分～60 分の場合は契約単価に 0.1 を乗じて加算する。

(例) 口頭審理開始予定時刻 午後 3 時

実際の口頭審理開始時刻 午後 3 時 45 分の場合

待機料金対象時間 (45 分 - 30 分 =) 15 分

待機料金 → (契約単価の 2 分の 1) × 0.1

## 9 成果物の帰属

本契約にかかる成果物の著作権は、発注者に帰属するものとする。受注者は、委託業務の成果物を、他の用途のために複製したり、第三者へ提供したりすることは禁止する。

## 10 服務規律

(1) 受注者は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

(2) 受注者は、発注者の信用を失墜する行為をしてはならない。

## 11 その他

・受注者は委託契約書及び仕様書に基づき、本市と密接な連絡を取り、速やかにその指示に従うこと。

- ・速記者派遣、発言記録作成、発言記録の納品等、当契約に係る一切の経費については受注者が負担すること。
- ・車両により納入する場合は、大阪市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送適合車を使用すること。
- ・大阪市契約関係暴力団排除措置要綱を遵守すること。
- ・この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、受注者及び発注者での協議の上、定めるものとする。
- ・同業務委託に係る予算が大阪市会において議決され、その予算の執行が可能となることにより委託を行うものとする。

## 12 担当者

大阪市 行政委員会事務局 任用調査部 任用調査課

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

TEL:06-6208-8554 FAX:06-6231-4622 E-MAIL: vg0003@city.osaka.lg.jp

## 再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
  - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
  - (2) 口頭審理における発言記録の作成業務
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が500万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

## (作成例)

②発言者の変更毎に、発言者名を記載してください。

(作業日当日、速記者へ参加者の名簿を提供します。)

①冒頭に開会時間、末尾に閉会時間を記入してください。

開 会 午後\*時\*分

○■■■委員 お待たせしました。それでは、ただいまから、\*\*さんから審査請求のありました、\*年(不)第\*号事案の第\*回口頭審理を開催いたします。

この口頭審理は、非公開で行われます。

本日の口頭審理につきましては、■■■が担当しますので、よろしくお願いいたします。

○▲▲代理人 はい。

○■■■委員 これを請求者は受け取っていただいていますね。

○●●請求者本人 はい。

○■■■委員 次、◆◆さんの尋問を、主尋問が\*分、反対尋問が、請求者がやっていくという順番で行いますので、よろしくお願いいたします。では、その順序で行いますので、まず◆◆証人を証人席に来てください。お願いします。

(◆◆証人、尋問席着席)

○■■■委員 わかりました。

それでは、ただいまから◆◆さんに対する証人尋問を行いますが、その前にご注意を申し上げます。

証言される際は、良心に従って真実を述べるということを守ってください。

それでは、証人に宣誓していただきますので、皆さん、ご起立をお願いいたします。

(全員起立)

○■■■委員

それでは、今日のところはこれで終わります。お疲れ様でした。

閉 会 午後\*時\*分

③可能な範囲で、適宜、参加者の行動等を記載してください。

令和 年 月 日

## 完了報告書

大阪市行政委員会事務局長 様

受託契約者  
住所  
氏名

下記業務が完了しましたので報告します。

記

1 口頭審理実施日

令和 年 月 日 ( )

2 実際の口頭審理開始時刻

午前・午後 時 分

3 口頭審終了始時刻

午前・午後 時 分

4 待機料金に関すること

対象なし

対象あり

待機料金対象時間                      時間        分

※待機料金対象時間＝待機時間の全てを合算し、30分を超える時間

(参考)

待機時間① 時 分～ 時 分

待機時間② 時 分～ 時 分

待機時間③ 時 分～ 時 分

5 納品日

令和 年 月 日 ( )